

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月17日提出
【計算期間】	第28特定期間（自 2019年11月21日 至 2020年5月20日）
【ファンド名】	H S B C 中国株式ファンド（3ヶ月決算型）
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	松永 七生子
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、「HSBC チャイナ マザーファンド」*¹および「HSBC 中国A株マザーファンド」*²への投資を通じて、中華人民共和国*³の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 以下、「チャイナマザーファンド」という場合があります。

*2 以下、「中国A株マザーファンド」という場合があります。

*3 以下、「中国」といいます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」*に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり
	海外 内外	不動産投信 その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(株式))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、親投資信託への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年4回」は、目論見書または約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

③信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1) 中国の株式等に投資します。

・マザーファンドへの投資を通じて、中国の株式等に実質的に投資します。

チャイナ マザーファンド	- 中国国内の企業および中国経済の発展と成長に関連し収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている中国以外の国の企業を投資対象企業とします。 - 主に中国の証券取引所（香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所）に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式に投資します。 - 投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等に投資する場合があります。 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。
中国A株 マザーファンド	- 主に中国A株を主要投資対象とするETF（上場投資信託）に投資します。 - 中国A株を主要投資対象とする投資信託証券にも投資することがあります。 - 中国A株を主要投資対象とするETFの投資比率を高位に保つことを基本に運用します。

中国A株とは、中国本土の株式市場（上海、深セン）に上場し、中国本土の投資家等により人民元建てで取引されている中国企業の株式をいいます。

- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) 「チャイナ マザーファンド」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが行います。

- ・「チャイナマザーファンド」の運用の指図に関する権限を、運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに委託します。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。

- ・「中国A株マザーファンド」における投資対象ファンドの決定は、HSBC投信株式会社が行います。

※「中国A株マザーファンド」が主要投資対象とするファンドの概要は、後掲の「《ご参考》「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とするファンドの概要」をご参照ください。

- ・2つのマザーファンドの投資配分の決定は、HSBC投信株式会社が行います。

- ・HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる64の国と地域でお客様にサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。

HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約25の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客様にグローバルな投資機会を提供しています。

※上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

〔 HSBC投信株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。 〕

(2) 【ファンドの沿革】

2006年5月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

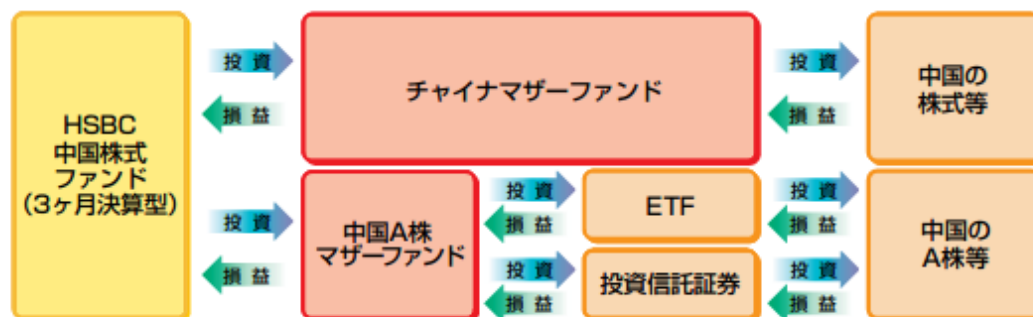
2012年8月20日 当ファンドの主要投資対象として「HSBC チャイナ マザーファンド」に加え、「HSBC 中国A株マザーファンド」を新設

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

- ・当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



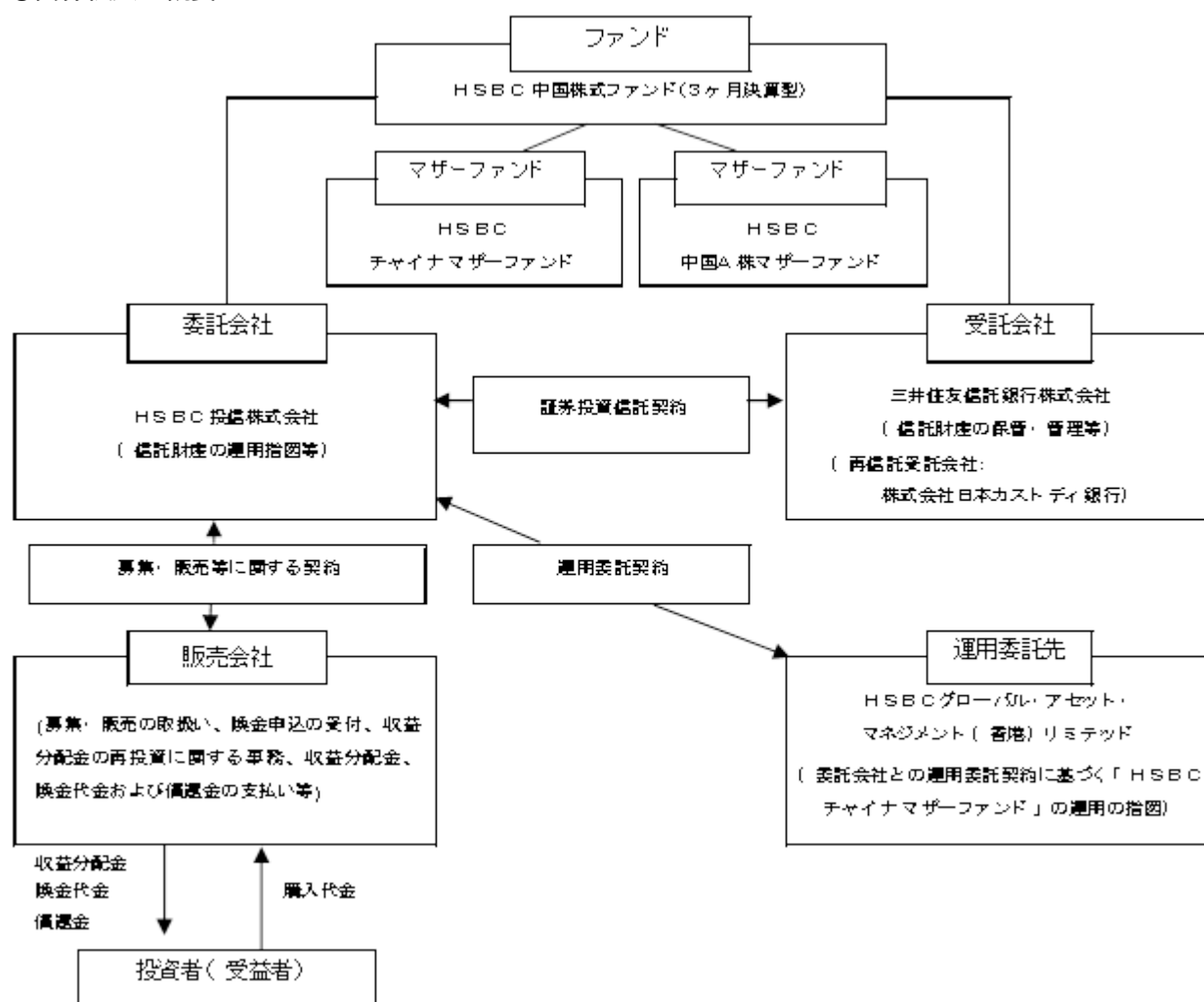
（注）損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※「中国A株マザーファンド」は、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

※「中国A株マザーファンド」が組入対象とするファンドは、追加・変更されることがあります。

②関係法人の概要



＜委託会社が関係法人と締結している契約等の概要＞

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、「HSBC チャイナ マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

③委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

1985年5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年3月12日	投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年3月 1日	HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年4月25日	HSBC投信株式会社に商号変更
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ バンキング・コーポレーション・リミテッド	香港クィーンズロード・ セントラル1番地	2,100	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主に中国の証券取引所に上場されている株式に投資する「HSBC チャイナ マザーファンド」および「HSBC 中国A株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

なお、当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、「HSBC 中国A株マザーファンド」におけるETF等の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準①

投資対象国通貨および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

選定基準②

ETF等の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

②投資態度

- 1) マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 2) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている株式もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかんりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式およびこれらの株式に投資するETFに投資します。
- 3) 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。
- 4) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われなことがあります。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託である「HSBC チャイナ マザーファンド」および「HSBC 中国A株マザーファンド」の受益証券のほか、次の1) から5) までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定に

より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体になった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 5) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

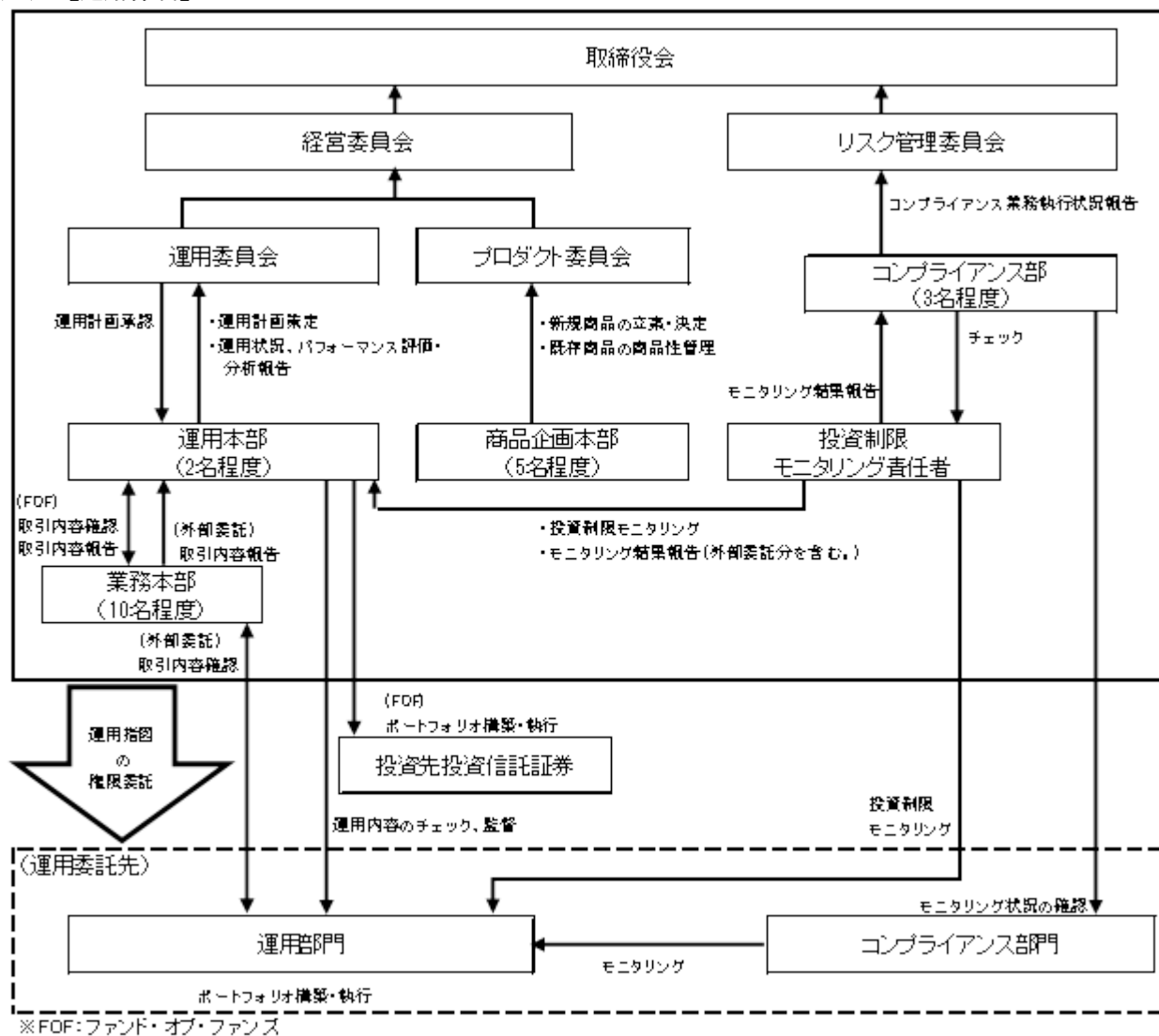
③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



■当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としている「HSBC チャイナ マザーファンド」は、委託会社との運用委託契約に基づき、HSBCグローバル・アセット・マネジメント (香港) リミテッド (運用委託先：投資顧問会社) が運用します。

また、同じく主要投資対象である「HSBC 中国A株マザーファンド」は、委託会社が主として、ETFを通じてファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

■当ファンドの運用管理体制

<HSBC チャイナ マザーファンド>

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、業務本部が確認し、運用本部へ報告します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用内容のチェックおよび監督を行います。

投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。

コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングしています。

<HSBC 中国A株マザーファンド>

運用本部は、主として、ETFに投資することにより、運用します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに運用内容のチェックを行います。

投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。

コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。

■運用体制の監督機関

- ・運用委員会
ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。
- ・プロダクト委員会
新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。
- ・経営委員会
上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。
- ・リスク管理委員会
ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

■受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えと考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

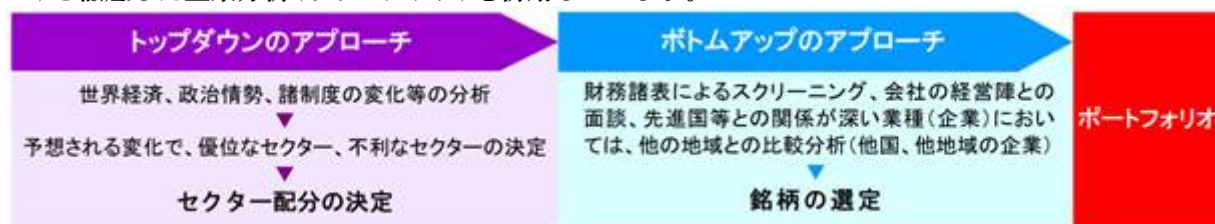
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

＜HSBCグローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス＞

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、HSBC投信が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。



※運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

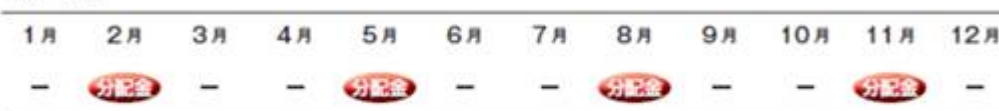
①収益分配方針

年4回の決算時（毎年2月、5月、8月、11月の各20日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含む。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。
なお、毎年2月、8月の決算時は原則として配当等収益を中心として安定的な分配を行うことを基本とし、毎年5月、11月の決算時は原則として配当等収益に加え、売買益（評価益を含む。）等を中心として分配を行うことを基本とします。
ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

イメージ図



(注) 上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

②収益の分配方式

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<分配金に関する留意点>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがあった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

- ①当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- マザーファンドを通じて実質的に投資を行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- 再投資の指図

委託会社は、前記3)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

- 資金の借入れ

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場

合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。

6) 信用リスク集中回避のための投資制限

前記1) から5) までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考①) マザーファンド (HSBC チャイナ マザーファンド) の投資方針

(1) 運用の基本方針

①基本方針

主に中国の証券取引所に上場している株式に投資することにより、中長期的に信託財産の成長を目指した運用を行います。

②投資態度

1) 主として中国の証券取引所に上場されている株式、もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資して中長期的に信託財産の成長を目指した運用を行います。

2) 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。

3) 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント (香港) リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

4) 以下に掲げる有価証券への投資も行います。

(a) 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債

(b) 優先株

(c) 投資信託証券

(d) 新株引受権証券および新株予約権証券

5) 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。

6) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

7) デリバティブ取引 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。) は、ヘッジ目的で行うことを基本とします。

(2) 投資対象

①投資対象とする資産の種類

1) 次に掲げる特定資産

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引にかかる権利

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

(a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の１）から22）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、１）の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記５）の権利の性質を有するもの

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記１）から６）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資には制限を設けません
- 2) 外貨建資産への投資には制限を設けません
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- 7) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 8) 公社債の空売りは行わないものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 13) 信用取引の指図範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 公社債の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 前記(a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記(a)の借入れにかかる品借料は信託財産から支払います。

16) 外国為替予約の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

17) 信用リスク集中回避のための投資制限

前記1) から16) までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考②) マザーファンド (HSBC 中国A株マザーファンド) の投資方針

(1) 運用の基本方針

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②投資態度

- 1) 主に、中国A株を主要投資対象とするETFに投資します。また、中国A株を主要投資対象とする投資信託証券にも投資することがあります。
- 2) 上記1) のETFへの投資にあたっては、信託約款において定めるETFの組入れを高位に保つことを基本とします。
- 3) ETFは、委託会社の判断により、追加・変更(この投資信託の設定後に新たに設定される投資信託証券を含みます。)することができます。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) 投資対象

①投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として、信託約款において定めるETFのほか、次の1) から7) までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 5) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 6) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、4) の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。また、5) および6) の証券(投資法人債券(外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。))を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 株式への直接投資は行いません。
- 6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7) 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

8) 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券および有価証券の売却等の指図ができます。

9) 再投資の指図

委託会社は、前記8)の規定による売却代金、投資信託証券の収益分配金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

10) 受託会社による資金の立替え

(a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

(c) 前記(a)および(b)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

11) 信用リスク集中回避のための投資制限

前記1)から10)までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

《ご参考》「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とするファンドの概要

- ・すべての投資対象ファンドに投資するとは限りません。
- ・投資対象ファンドは見直しを行うことがあります。

以下の内容は、本書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後記載内容が変更になることがあります。

名称	i シェアーズ MSCI チャイナA UCITS ETF
形態	米ドル建ての外国籍上場投資信託
ベンチマーク	MSCI China A Inclusion index
内容	中国国内の幅広い企業を投資対象とします。
マネジメントフィー	0.40%

名称	i シェアーズ FTSE A50 China Index ETF
形態	香港ドル建ての外国籍上場投資信託
ベンチマーク	FTSE China A50 Index
内容	FTSE China A50 Indexに連動することを目指すETFです。
マネジメントフィー	0.99%

・「シェアーズ」は、ブラックロック・グループが運用するETFブランドです。
上記のほか、中国A株を主要投資対象とする投資信託証券にも投資することがあります。

＜中国A株投資にかかる留意点＞

本書提出日現在、中国A株への投資については、主に、上海・香港両取引所間での株式売買注文相互取次制度および深セン・香港両取引所間での株式売買注文相互取次制度（合わせて以下、「株式売買注文相互取次制度」といいます。）を通じて行います。株式売買注文相互取次制度は比較的新しい制度であり、規制や決済、売買慣行等が必ずしも安定していないため、今後規制等の大幅な変更により、当ファンドにおいて影響を受け、その結果、当ファンドが不利益を被る可能性があります。

中国の国内証券市場および証券投資に関する枠組みは、中国当局の裁量に大きく影響を受けます。海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、中国A株市場への影響や運用上の制約を受ける可能性があります。また、中国A株投資についての課税上の取扱いについては、中国の税法、規則および慣行に従うため、課税上の取扱いが変更された場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

※これらの記載は、本書提出日現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。

※これらの記載は、中国A株投資にかかる主な留意点について説明したものであり、全ての留意点を網羅したものではありません。

※当ファンドの運用に際しては、これら中国A株投資にかかるリスクおよび制約を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、これら中国A株投資にかかるリスクが当ファンドにおいて顕在化し、損失が発生する可能性があります。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（「チャイナ マザーファンド」ならびに「中国A株マザーファンド」で投資するETF等を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

①基準価額の変動リスク

1）株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2）信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。基準価額の下落要因となります。

3）為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4）流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額に影響を受けることがあります。また、中国A株への外国人による投資については、送金金の規制を受けるため、中国A株からの回金に時間を要することがあります。

5）カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額に影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なこと

などから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

②デリバティブ取引のリスク

「チャイナ マザーファンド」は、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

③「中国A株マザーファンド」にかかる留意点

- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針は変更される可能性があります。

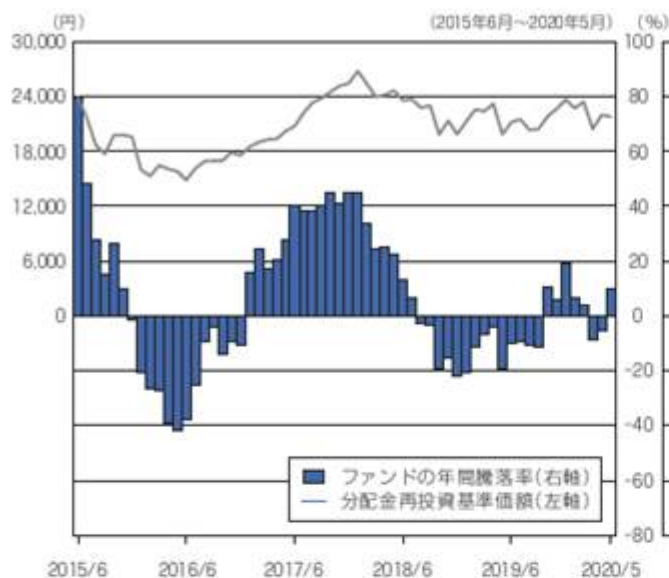
④その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

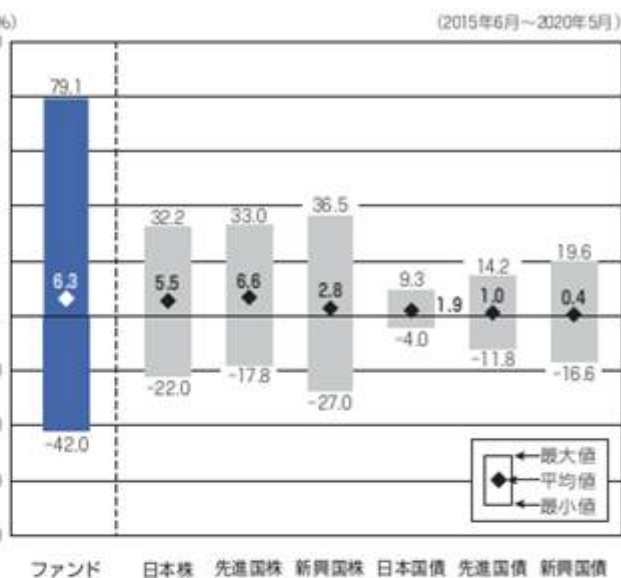
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

- 5) 「中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象である投資信託証券が存続しなくなる場合で、かつ新たな投資信託証券を選定することができない場合には、当該マザーファンドは繰上償還します。この場合、当ファンドも同時に繰上償還することとします。
- 6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

(注)分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

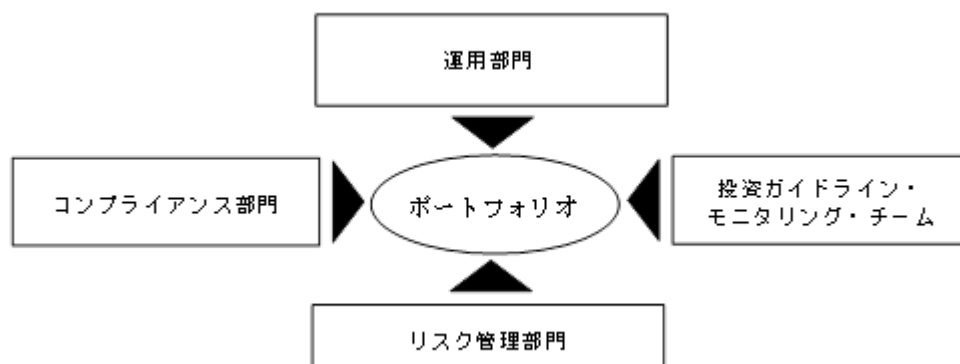
(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

<参考>各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）

- 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数（TOPIX）の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、JP. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（２）運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。
- ・リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

※運用リスクに対する管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

①運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.9569%（税抜年1.779%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

②信託報酬の支払い

上記①の信託報酬（信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとしします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.999%	年0.70%	年0.08%	年1.779%

※委託会社に対する運用管理費用には、「HSBC チャイナ マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先に支払う投資顧問報酬が含まれています。

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

③投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、「HSBC 中国A株マザーファンド」が投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドへの負担は年0.001%程度*となり、当該投資先投資信託証券において支払われます。

投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.9579%*（税抜年1.78%）程度となります。

* 本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①有価証券等の売買委託手数料

②保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

⑤その他の諸費用

１）投資信託振替制度にかかる手数料および費用

２）印刷業者等に支払う以下の費用

- ・有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成および提出にかかる費用
- ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
- ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

３）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

４）その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記⑤記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記①～⑤に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（参考）「HSBC 中国A株マザーファンド」が投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これら費用は当該投資先投資信託証券の信託財産から支払われます。

当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

- ・有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等

※投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個別元本について

１）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３）ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。)

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

＜個人の受益者に対する課税＞

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%(所得税^{*}15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、20.315%(所得税^{*}15.315%および地方税5%)の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税^{*}のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(注) 上記の内容は2020年5月末現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2020年5月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,394,565,687	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△2,724,300	△0.05
合計(純資産総額)		5,391,841,387	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	H S B C チャイナ マザー ファンド	790,574,794	7.1132	5,623,584,109	6.8149	5,387,688,163	99.92
日本	親投資信託 受益証券	H S B C 中国A株マザーファ ンド	2,797,106	2.5518	7,137,655	2.4588	6,877,524	0.13

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年5月末および同日前1年以内における各月末ならびに特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9特定期間末 (2010年11月22日)	31,918	31,918	0.5689	0.5689
第10特定期間末 (2011年 5月20日)	26,284	26,284	0.5553	0.5553
第11特定期間末 (2011年11月21日)	16,561	16,561	0.4079	0.4079
第12特定期間末 (2012年 5月21日)	14,740	14,740	0.4077	0.4077
第13特定期間末 (2012年11月20日)	14,292	14,292	0.4621	0.4621
第14特定期間末 (2013年 5月20日)	16,619	16,619	0.6557	0.6557
第15特定期間末 (2013年11月20日)	13,711	13,711	0.6599	0.6599
第16特定期間末 (2014年 5月20日)	10,496	10,496	0.5833	0.5833
第17特定期間末 (2014年11月20日)	12,095	12,095	0.7757	0.7757
第18特定期間末 (2015年 5月20日)	14,201	15,499	1.0940	1.1940
第19特定期間末 (2015年11月20日)	8,918	8,918	0.8545	0.8545
第20特定期間末 (2016年 5月20日)	6,255	6,255	0.6310	0.6310
第21特定期間末 (2016年11月21日)	6,886	6,886	0.7178	0.7178
第22特定期間末 (2017年 5月22日)	7,503	7,503	0.8325	0.8325
第23特定期間末 (2017年11月20日)	8,718	8,718	1.0605	1.0605
第24特定期間末 (2018年 5月21日)	8,270	8,270	1.0706	1.0706
第25特定期間末 (2018年11月20日)	6,573	6,573	0.8747	0.8747
第26特定期間末 (2019年 5月20日)	5,655	5,655	0.8598	0.8598
第27特定期間末 (2019年11月20日)	5,852	5,852	0.9270	0.9270
第28特定期間末 (2020年 5月20日)	5,634	5,634	0.9432	0.9432
2019年 5月末	5,411	—	0.8233	—
6月末	5,736	—	0.8778	—
7月末	5,795	—	0.8908	—
8月末	5,399	—	0.8430	—
9月末	5,396	—	0.8466	—
10月末	5,741	—	0.9049	—

11月末	5,915	—	0.9374	—
12月末	6,127	—	0.9802	—
2020年 1月末	5,809	—	0.9411	—
2月末	5,814	—	0.9703	—
3月末	5,065	—	0.8467	—
4月末	5,441	—	0.9108	—
5月末	5,391	—	0.9031	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	2010年 5月21日～2010年11月22日	0.0000
第10特定期間	2010年11月23日～2011年 5月20日	0.0000
第11特定期間	2011年 5月21日～2011年11月21日	0.0000
第12特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	0.0000
第13特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	0.0000
第14特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	0.0000
第15特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	0.0000
第16特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	0.0000
第17特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	0.0000
第18特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	0.1000
第19特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	0.0000
第20特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	0.0000
第21特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	0.0000
第22特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	0.0000
第23特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	0.0000
第24特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	0.0080
第25特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	0.0000
第26特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	0.0000
第27特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.0000
第28特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第9特定期間	2010年 5月21日～2010年11月22日	9.3
第10特定期間	2010年11月23日～2011年 5月20日	△2.4
第11特定期間	2011年 5月21日～2011年11月21日	△26.5
第12特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	△0.0
第13特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	13.3
第14特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	41.9
第15特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	0.6
第16特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	△11.6
第17特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	33.0
第18特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	53.9
第19特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	△21.9
第20特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	△26.2
第21特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	13.8
第22特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	16.0

第23特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	27.4
第24特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	1.7
第25特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	△18.3
第26特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	△1.7
第27特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	7.8
第28特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	1.7

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第9特定期間	2010年 5月21日～2010年11月22日	1,616,617,119	17,673,610,837	56,107,839,264
第10特定期間	2010年11月23日～2011年 5月20日	2,055,634,017	10,831,482,575	47,331,990,706
第11特定期間	2011年 5月21日～2011年11月21日	801,667,293	7,528,280,128	40,605,377,871
第12特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	823,400,871	5,270,137,043	36,158,641,699
第13特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	333,234,667	5,561,849,351	30,930,027,015
第14特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	658,032,868	6,240,578,950	25,347,480,933
第15特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	85,547,507	4,655,150,353	20,777,878,087
第16特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	229,913,283	3,012,220,815	17,995,570,555
第17特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	403,893,387	2,805,873,300	15,593,590,642
第18特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	1,308,809,354	3,921,209,944	12,981,190,052
第19特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	1,562,629,385	4,106,036,367	10,437,783,070
第20特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	52,678,314	577,371,232	9,913,090,152
第21特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	106,812,761	427,024,225	9,592,878,688
第22特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	39,149,790	619,001,084	9,013,027,394
第23特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	704,060,178	1,496,160,721	8,220,926,851
第24特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	369,651,657	866,130,041	7,724,448,467
第25特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	304,559,778	513,829,762	7,515,178,483
第26特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	194,477,066	1,131,680,246	6,577,975,303
第27特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	106,257,085	371,048,290	6,313,184,098
第28特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	207,051,179	546,535,670	5,973,699,607

（参考）HSBC チャイナ マザーファンド 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ケイマン	8,323,023,643	48.24
	中国	4,814,675,018	27.91
	香港	3,078,282,556	17.84
	バミューダ	223,859,026	1.30
	小計	16,439,840,243	95.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	813,585,706	4.72
合計（純資産総額）		17,253,425,949	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	69,300,000	△0.40

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	288,900	5,314.98	1,535,498,878	5,661.73	1,635,674,953	9.48
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING	ソフトウェア・サービス	74,836	22,752.27	1,702,689,079	21,451.15	1,605,318,987	9.30
香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	10,077,000	86.27	869,356,898	85.71	863,766,178	5.01
ケイマン	株式	MEITUAN DIANPING-CLASS B	小売	447,300	1,365.91	610,974,943	1,900.19	849,954,987	4.93
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA	保険	741,000	1,217.76	902,360,496	1,061.05	786,241,755	4.56
香港	株式	CHINA RESOURCES BEER(HOLDINGS) CO LTD	食品・飲料・タバコ	1,290,000	519.43	670,066,635	555.49	716,586,615	4.15
ケイマン	株式	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	消費者サービス	52,380	13,819.12	723,845,547	12,375.62	648,235,379	3.76
中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	28,736	15,861.96	455,809,433	20,195.83	580,347,441	3.36
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	954,500	529.53	505,438,730	504.17	481,234,560	2.79
ケイマン	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	986,000	456.20	449,815,816	419.56	413,693,555	2.40
ケイマン	株式	SINO BIOPHARMACEUTICAL	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,583,000	150.79	389,502,832	157.56	406,985,746	2.36
中国	株式	CHINA TOWER CORPORATION LIMITED	電気通信サービス	18,918,000	23.40	442,841,862	21.22	401,460,770	2.33
中国	株式	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	耐久消費財・アパレル	438,888	963.34	422,802,404	853.81	374,729,092	2.17
ケイマン	株式	BEIGENE LTD-ADR	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19,451	16,230.50	315,699,516	17,458.57	339,586,660	1.97
ケイマン	株式	TENCENT MUSIC ENTERTAINM- ADR	メディア・娯楽	246,048	1,215.83	299,154,015	1,315.09	323,575,732	1.88
ケイマン	株式	WH GROUP LIMITED	食品・飲料・タバコ	3,482,500	107.90	375,791,700	88.90	309,617,583	1.79
香港	株式	CHINA MOBILE LIMITED	電気通信サービス	407,000	928.59	377,938,776	750.36	305,399,369	1.77
ケイマン	株式	LI NING CO LIMITED	耐久消費財・アパレル	846,500	301.62	255,323,279	355.76	301,155,496	1.75
中国	株式	WUXI APPTec CO LTD-A	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	194,873	1,475.67	287,569,961	1,542.93	300,676,859	1.74
香港	株式	AIA GROUP LIMITED	保険	327,000	962.05	314,592,554	897.38	293,446,203	1.70
中国	株式	PHARMARON BEIJING CO LTD-H	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	318,900	688.90	219,691,002	832.20	265,388,580	1.54
ケイマン	株式	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	資本財	509,500	481.92	245,539,651	486.83	248,043,451	1.44
中国	株式	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL-A	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	570,192	495.01	282,253,129	426.90	243,419,241	1.41
ケイマン	株式	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	不動産	501,500	477.16	239,296,575	479.20	240,323,063	1.39
香港	株式	SUN ART RETAIL GROUP LIMITED	食品・生活必需品小売り	1,520,500	141.90	215,764,638	157.56	239,574,845	1.39
バミュー ダ	株式	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	公益事業	404,000	539.93	218,133,432	554.10	223,859,026	1.30
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	1,777,000	172.82	307,101,495	122.05	216,893,512	1.26
ケイマン	株式	TRIP.COM GROUP LTD	小売	75,438	2,459.81	185,563,506	2,724.81	205,554,232	1.19
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	2,762,000	74.89	206,868,276	69.76	192,693,968	1.12
香港	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	3,032,000	92.23	279,658,036	62.96	190,924,434	1.11

ロ.種類別及び業種別の投資比率

有価証券報告書（国内投資信託）

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	ソフトウェア・サービス	19.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.87
		食品・飲料・タバコ	9.31
		銀行	8.91
		小売	6.58
		保険	6.26
		消費者サービス	5.71
		電気通信サービス	5.20
		不動産	4.19
		耐久消費財・アパレル	3.92
		資本財	3.91
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.36
		素材	1.99
		メディア・娯楽	1.88
		エネルギー	1.65
		食品・生活必需品小売り	1.39
		公益事業	1.30
		運輸	0.93
		自動車・自動車部品	0.54
		半導体・半導体製造装置	0.22
合計			95.28

（注）業種分類は、世界産業分類基準（GICS）に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	香港ドル	売建	5,000,000.00	69,328,000	69,300,000	△0.40

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（参考）HSBC 中国A株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	952,869	5.26
投資証券	アイルランド	16,566,932	91.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	593,890	3.28
合計（純資産総額）		18,113,691	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
アイルランド	投資証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	37,000	445.81	16,495,317	447.75	16,566,932	91.46
香港	投資信託受益証券	ISHARES FTSE A50 CHINA ETF	5,000	197.50	987,544	190.57	952,869	5.26

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	5.26
投資証券	91.46
合計	96.72

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

(2020年5月末現在) 基準価額: 9,031円/純資産総額: 53億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

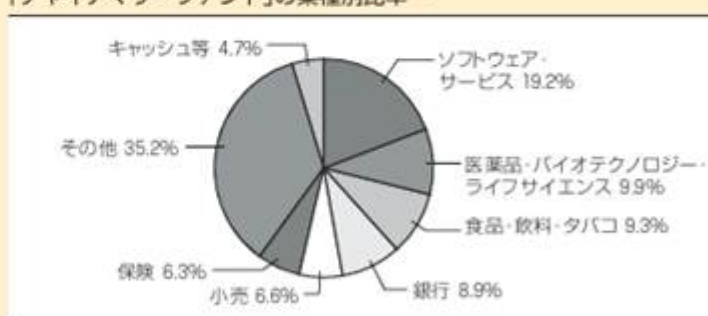
決算期	分配金
第56期(2020年5月)	0円
第55期(2020年2月)	0円
第54期(2019年11月)	0円
第53期(2019年8月)	0円
第52期(2019年5月)	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	10,220円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

③ 主要な資産の状況

「チャイナマザーファンド」の組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	比率 ^{*1}
1	騰訊控股(TENCENT)	ソフトウェアサービス	9.5%
2	アリババグループホールディング(ALIBABA GROUP HOLDING)	ソフトウェアサービス	9.3%
3	中国建設銀行(CHINA CONSTRUCTION BANK)	銀行	5.0%
4	美团点评(MEITUAN DIANPING)	小売	4.9%
5	中国平安保険(集団)(PING AN INSURANCE GROUP)	保険	4.6%
6	華潤ビール(CHINA RESOURCES BEER)	食品・飲料・タバコ	4.2%
7	新東方教育科技集団(NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP)	消費者サービス	3.8%
8	貴州茅台酒(KWEICHOW MOUTAI)	食品・飲料・タバコ	3.4%
9	招商銀行(CHINA MERCHANTS BANK)	銀行	2.8%
10	華潤置地(CHINA RESOURCES LAND)	不動産	2.4%
組入銘柄数			50

「チャイナマザーファンド」の業種別比率^{*1}

「中国A株マザーファンド」の組入ファンド

ファンド名	比率 ^{*2}
iシェアーズ MSCI チャイナ A UCITS ETF	91.5%
iシェアーズ FTSE A50 China Index ETF	5.3%

*1 「チャイナマザーファンド」の純資産に対する比率を示します。

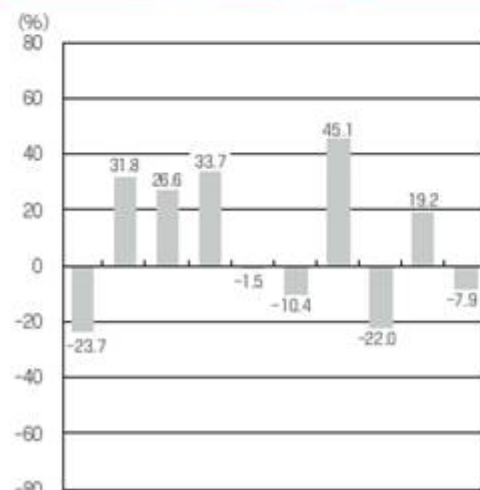
*2 「中国A株マザーファンド」の純資産に対する比率を示します。

* 銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の正式名称やその和文訳と異なる場合があります。

* 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

当ファンドにおける「チャイナマザーファンド」の組入比率は99.92%、「中国A株マザーファンド」の組入比率は0.13%です。

④ 年間収益率の推移



2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 (年)

* 当ファンドはベンチマークを設けていません。

* ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。

* 2020年は、年初から5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

※上記「③主要な資産の状況」については、投資家の利便性に資するため、銘柄の名寄せおよび業種等の編集を行っている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース^{*}があります。

「一般コース」……………収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」……………分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

^{*} 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（5）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

（6）購入申込受付不可日

購入申込日が中国（香港、上海、深セン）の証券取引所の休場日に該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

①購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、当ファンドの主要投資対象のひとつである「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止ならびに換金代金の支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

^{*}やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

販売会社によって異なります。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の〈照会先〉にお問い合わせください。

〈照会先〉

HSBC投信株式会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（４）換金手数料・信託財産留保額

ありません。

（５）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

※ただし、取引所における取引の停止、この投資信託の主要投資対象である親投資信託「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（６）換金申込受付不可日

換金申込日が中国（香港、上海、深セン）の証券取引所の休場日に該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

（７）その他留意事項

①換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、当ファンド主要投資対象のひとつである「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止ならびに支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（３）換金価額」に準じて計算された価額とします。

^{*}やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主たる投資対象の評価方法＞

マザーファンド受益証券：原則として、計算日の基準価額で評価します。

＜マザーファンドの主たる投資対象の評価方法＞

海外の取引所上場株式：原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

投資信託証券：原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は、翌日の日本経済新聞朝刊に「分配チャイナ」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞へお問い合わせください。

＜照会先＞

HSBC投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「（５）その他 ①信託の終了」の(a)、(c)、(h)、(i)および(k)に該当した場合には、信託を終了することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年2月21日から5月20日、5月21日から8月20日、8月21日から11月20日および11月21日から翌年2月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 委託会社は、当ファンドが投資する「HSBC 中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる可能性がある場合には、新たな投資信託証券を選定することとし、選定できない場合には、当該マザーファンドの信託を終了させるとともに、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (d) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月（以下「1ヶ月」を意味します。）を下らないものとします。
- (e) 前記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約をしません。
- (f) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (g) 前記(d)から(f)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (h) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (j) 前記(i)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」の(e)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- (k) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、この投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定に従います。

③公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）に掲載します。

※電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

④関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。各々の契約書は、当事者間の合意により変更することができます。

⑤運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に到来する当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

⑤帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28特定期間（2019年11月21日から2020年5月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

H S B C 中国株式ファンド（3ヶ月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第27特定期間末 2019年11月20日現在	第28特定期間末 2020年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,880,221,701	5,661,141,038
未収入金	244,046	794,901
流動資産合計	5,880,465,747	5,661,935,939
資産合計	5,880,465,747	5,661,935,939
負債の部		
流動負債		
未払解約金	244,046	794,901
未払受託者報酬	1,226,047	1,168,020
未払委託者報酬	26,038,095	24,805,746
その他未払費用	700,301	712,015
流動負債合計	28,208,489	27,480,682
負債合計	28,208,489	27,480,682
純資産の部		
元本等		
元本	6,313,184,098	5,973,699,607
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△460,926,840	△339,244,350
（分配準備積立金）	1,623,409,237	1,488,568,292
元本等合計	5,852,257,258	5,634,455,257
純資産合計	5,852,257,258	5,634,455,257
負債純資産合計	5,880,465,747	5,661,935,939

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第27特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第28特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	480,340,984	174,372,220
営業収益合計	480,340,984	174,372,220
営業費用		
受託者報酬	2,433,102	2,506,490
委託者報酬	51,672,959	53,231,421
その他費用	700,301	712,015
営業費用合計	54,806,362	56,449,926
営業利益又は営業損失（△）	425,534,622	117,922,294
経常利益又は経常損失（△）	425,534,622	117,922,294
当期純利益又は当期純損失（△）	425,534,622	117,922,294
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,516,745	1,463,746
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△922,525,124	△460,926,840
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,795,241	25,195,581
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,795,241	25,195,581
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,214,834	19,971,639
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	5,569,274
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,214,834	14,402,365
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△460,926,840	△339,244,350

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第27特定期間末 2019年11月20日現在	第28特定期間末 2020年 5月20日現在
1. 受益権の総数 6,313,184,098口	1. 受益権の総数 5,973,699,607口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 460,926,840円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 339,244,350円
3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9270円 (10,000口当たり純資産額) (9,270円)	3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9432円 (10,000口当たり純資産額) (9,432円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第28特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 8,363,123円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 8,544,832円
2. 分配金の計算過程 2019年 5月21日 2019年 8月20日 A 費用控除後の配当等収益額 48,042,552円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 762,270,195円 D 分配準備積立金額 1,614,382,124円 E 当ファンドの分配対象収益額 2,424,694,871円 F 当ファンドの期末残存口数 6,454,044,795口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,756円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 0円 2019年 8月21日 2019年11月20日 A 費用控除後の配当等収益額 12,563,046円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 760,949,341円 D 分配準備積立金額 1,610,846,191円 E 当ファンドの分配対象収益額 2,384,358,578円 F 当ファンドの期末残存口数 6,313,184,098口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,776円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 0円	2. 分配金の計算過程 2019年11月21日 2020年 2月20日 A 費用控除後の配当等収益額 3,867,521円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 758,481,443円 D 分配準備積立金額 1,535,161,867円 E 当ファンドの分配対象収益額 2,297,510,831円 F 当ファンドの期末残存口数 6,072,951,794口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,783円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 0円 2020年 2月21日 2020年 5月20日 A 費用控除後の配当等収益額 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 771,409,304円 D 分配準備積立金額 1,488,568,292円 E 当ファンドの分配対象収益額 2,259,977,596円 F 当ファンドの期末残存口数 5,973,699,607口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,783円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目 期別	第27特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第28特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する	同左
金融商品の内容及びリスク	「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品に係るリスクの管理体制	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。 リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第27特定期間末 2019年11月20日現在	第28特定期間末 2020年 5月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

第27特定期間末（2019年11月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	568,675,089
合計	568,675,089

第28特定期間末（2020年 5月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△467,775,455
合計	△467,775,455

（デリバティブ取引に関する注記）

第27特定期間末（2019年11月20日現在）

該当事項はありません。

第28特定期間末（2020年 5月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第27特定期間（自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日）

該当事項はありません。

第28特定期間（自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第27特定期間末 2019年11月20日現在	第28特定期間末 2020年 5月20日現在
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 6,577,975,303円	期首元本額 6,313,184,098円

期中追加設定元本額	106,257,085円	期中追加設定元本額	207,051,179円
期中一部解約元本額	371,048,290円	期中一部解約元本額	546,535,670円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	H S B C チャイナ マザーファンド	794,782,522	5,654,003,383	
	H S B C 中国A株マザーファンド	2,797,106	7,137,655	
合 計		797,579,628	5,661,141,038	

(注1) 券面総額の数値は口数で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「H S B C チャイナ マザーファンド」受益証券および「H S B C 中国A株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

以下に記載した情報は監査対象外です。

「H S B C チャイナ マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

2020年 5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	624,035,606
コール・ローン	78,366,660
株式	17,318,456,386
未収入金	103,996,133
未収配当金	21,196,375
流動資産合計	18,146,051,160
資産合計	18,146,051,160
負債の部	
流動負債	
未払金	54,252,993
未払解約金	42,913,424
未払利息	225
その他未払費用	158
流動負債合計	97,166,800
負債合計	97,166,800
純資産の部	

元本等	
元本	2,537,145,123
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	15,511,739,237
元本等合計	18,048,884,360
純資産合計	18,048,884,360
負債純資産合計	18,146,051,160

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 原則として海外取引所における開示対象ファンドの特定期間末日に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 開示対象ファンドの特定期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないとして委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 5月20日現在	
1. 受益権の総数	2,537,145,123口
2. 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.1139円
(10,000口当たり純資産額)	(71,139円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。

金融商品に係るリスクの管理体制	運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

期別	2020年 5月20日現在
項目	
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（2020年 5月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	459,248,813
合計	459,248,813

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

（2020年 5月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 2019年 11月21日 至 2020年 5月20日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

2020年 5月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年11月21日
期首元本額	2,736,073,937円
期中追加設定元本額	188,514,878円
期中一部解約元本額	387,443,692円
期末元本額	2,537,145,123円
元本の内訳※	
H S B Cチャイナオープン	1,609,971,118円
H S B CチャイナファンドVA（適格機関投資家専用）	132,391,483円
H S B C中国株式ファンド（3ヶ月決算型）	794,782,522円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	51,068	126.480	6,459,080.64	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	28,590	55.940	1,599,324.60	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	246,048	12.550	3,087,902.40	
	JD.COM INC-ADR	14,389	54.260	780,747.14	
	TRIP.COM GROUP LTD	75,438	25.800	1,946,300.40	
	BEIGENE LTD-ADR	19,451	168.820	3,283,717.82	
	ALIBABA GROUP HOLDING	74,836	217.200	16,254,379.20	
	BAIDU INC - SPON ADR	3,065	109.750	336,383.75	
	MOMO INC-SPON ADR	15,070	22.750	342,842.50	
	JINKOSOLAR HOLDING COMPANY LIMITED-ADR	23,200	17.100	396,720.00	
米ドル 小計		551,155		34,487,398.45 (3,723,949,284)	
香港ドル	CHINA OILFIELD SERVICES-H	742,000	7.130	5,290,460.00	
	CNOOC LTD	1,777,000	9.320	16,561,640.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	1,312,500	9.550	12,534,375.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	4,018,000	3.370	13,540,660.00	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	509,500	36.650	18,673,175.00	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	1,567,500	7.790	12,210,825.00	
	GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP COMPANY-H	1,010,000	7.230	7,302,300.00	
	LI NING CO LIMITED	846,500	26.600	22,516,900.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	125,000	53.050	6,631,250.00	
	MELCO INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED	459,000	14.620	6,710,580.00	
	MEITUAN DIANPING-CLASS B	451,900	125.800	56,849,020.00	
	SUN ART RETAIL GROUP LIMITED	1,357,000	11.940	16,202,580.00	
	CHINA RESOURCES BEER(HOLDINGS) CO LTD	1,290,000	40.950	52,825,500.00	
	WH GROUP LIMITED	3,673,500	6.800	24,979,800.00	
	SINOPHARM GROUP CO-H	239,200	20.350	4,867,720.00	
	3SBIO, INC.	1,177,000	9.850	11,593,450.00	
	PHARMARON BEIJING CO LTD-H	318,900	62.850	20,042,865.00	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	2,529,000	12.220	30,904,380.00	

	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	54,000	135.700	7,327,800.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	10,077,000	6.230	62,779,710.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	954,500	36.700	35,030,150.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	2,762,000	5.090	14,058,580.00	
	AIA GROUP LIMITED	298,000	70.400	20,979,200.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA	741,000	78.550	58,205,550.00	
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLDINGS	600,000	9.010	5,406,000.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	986,000	30.700	30,270,200.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	501,500	35.250	17,677,875.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	288,900	430.000	124,227,000.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	284,000	41.050	11,658,200.00	
	CHINA MOBILE LIMITED	407,000	56.950	23,178,650.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD	242,000	2.510	607,420.00	
	CHINA TOWER CORPORATION LIMITED	18,508,000	1.610	29,797,880.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	3,032,000	4.930	14,947,760.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	388,000	40.800	15,830,400.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LIMITED	748,000	5.580	4,173,840.00	
	香港ドル 小計	64,275,400		816,393,695.00 (11,372,364,171)	
オフショア人民 元	HAN'S LASER TECHNOLOGY IN-A	332,098	32.01166	10,631,008.26	
	LUXSHARE PRECISIONIndustr-A	260,548	46.95043	12,232,840.63	
	SHENZHEN AIRPORT CO-A	1,378,782	7.86515	10,844,327.24	
	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	438,888	58.13197	25,513,424.04	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	28,736	1,348.70783	38,756,468.20	
	HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	275,044	40.57816	11,160,779.43	
	WUXI APPTec CO LTD-A	189,573	111.43464	21,124,999.00	
	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL-A	530,192	30.40857	16,122,380.54	
	オフショア人民元 小計	3,433,861		146,386,227.34 (2,222,142,931)	
	合 計	68,260,416		17,318,456,386 (17,318,456,386)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）です。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 10銘柄	100.0%	21.5%
香港ドル	株式 35銘柄	100.0%	65.7%
オフショア人民元	株式 8銘柄	100.0%	12.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「H S B C 中国A株マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位:円)

2020年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	155,561
コール・ローン	438,993
投資信託受益証券	972,314
投資証券	17,231,556
流動資産合計	18,798,424
資産合計	18,798,424
負債の部	
流動負債	
未払利息	1
その他未払費用	1
流動負債合計	2
負債合計	2
純資産の部	
元本等	
元本	7,366,872
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	11,431,550
元本等合計	18,798,422
純資産合計	18,798,422
負債純資産合計	18,798,424

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券（以下「有価証券」という） 移動平均法に基づき、当該有価証券の基準価額に基づいて時価評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における開示対象ファンドの特定期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 5月20日現在	
1. 受益権の総数	7,366,872口
2. 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5518円
(10,000口当たり純資産額)	(25,518円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
----	----	--------------------------------

金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。
金融商品に係るリスクの管理体制	運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2020年 5月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額		金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
時価の算定方法		有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（2020年 5月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△19,502
投資証券	667,208
合計	647,706

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

2020年 5月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年11月21日
期首元本額	7,366,872円
期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	－円
期末元本額	7,366,872円
元本の内訳※	
H S B C チャイナオープン	4,569,766円
H S B C 中国株式ファンド（3ヶ月決算型）	2,797,106円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	37,000.000	159,581.00	
米ドル小計			37,000.000	159,581.00 (17,231,556)	
香港ドル	投資信託受益証券	ISHARES FTSE A50 CHINA ETF	5,000.000	69,800.00	
香港ドル小計			5,000.000	69,800.00 (972,314)	
合計				18,203,870 (18,203,870)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）です。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(注3)券面総額の数値は口数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	—	100.0%	94.7%

香港ドル	投資信託受益 証券	1銘柄	100.0%	—	5.3%
------	--------------	-----	--------	---	------

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

H S B C 中国株式ファンド（3ヶ月決算型）

2020年5月29日現在

I 資産総額	5,395,736,805 円
II 負債総額	3,895,418 円
III 純資産総額（I－II）	5,391,841,387 円
IV 発行済口数	5,970,238,966 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9031 円
（1万口当たり純資産額）	（9,031 円）

（参考）H S B C チャイナ マザーファンド
純資産額計算書

2020年5月29日現在

I 資産総額	17,293,585,698 円
II 負債総額	40,159,749 円
III 純資産総額（I－II）	17,253,425,949 円
IV 発行済口数	2,531,720,098 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.8149 円
（1万口当たり純資産額）	（68,149 円）

（参考）H S B C 中国A株マザーファンド
純資産額計算書

2020年5月29日現在

I 資産総額	18,113,693 円
II 負債総額	2 円
III 純資産総額（I－II）	18,113,691 円
IV 発行済口数	7,366,872 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.4588 円
（1万口当たり純資産額）	（24,588 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株
直近5ヶ年における資本金の額の増減	
該当事項はありません。	

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

②投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる左記事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

2【事業の内容及び営業の概況】

①「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

②2020年5月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	45	1,096,097百万円
単位型株式投資信託	5	25,887百万円
合 計	50	1,121,985百万円

3【委託会社等の経理状況】

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

（3）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※ 3	1,494,358	1,772,474
前払費用		1,380	4,984
未収入金		22,780	26,245
未収委託者報酬		1,073,629	1,081,813
未収運用受託報酬		63,801	66,218
未収収益		441,121	217,970
繰延税金資産		130,526	-
流動資産合計		3,227,598	3,169,707
固定資産			
有形固定資産	※ 1		
建物附属設備		-	1,526
器具備品		0	390
有形固定資産合計		0	1,917
無形固定資産			
商標権		216	-
無形固定資産合計		216	-
投資その他の資産			
敷金		40,152	40,152
繰延税金資産		16,339	167,864
投資その他の資産合計		56,492	208,016
固定資産合計		56,708	209,934
資産合計		3,284,307	3,379,641
負債の部			
流動負債			
預り金		465	265
未払金	※ 3	494,203	483,427
未払費用	※ 3	655,951	719,256
未払消費税等		16,734	23,902
未払法人税等	※ 2	7,565	24,457
賞与引当金		313,298	299,021
流動負債合計		1,488,218	1,550,331
負債合計		1,488,218	1,550,331
純資産の部			
株主資本			
資本金		495,000	495,000
利益剰余金			
利益準備金		123,750	123,750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,177,338	1,210,560
利益剰余金合計		1,301,088	1,334,310
株主資本合計		1,796,088	1,829,310
純資産合計		1,796,088	1,829,310
負債・純資産合計		3,284,307	3,379,641

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,548,990	5,247,700
業務受託報酬	731,130	739,811
運用受託報酬	80,700	84,824
営業収益計	6,360,821	6,072,335
営業費用		
支払手数料	2,316,045	2,193,577
広告宣伝費	48,301	37,475
調査費		
調査費	41,212	41,526
委託調査費	1,102,124	1,146,084
調査費計	1,143,337	1,187,611
委託計算費	128,532	126,214
営業雑費		
通信費	6,185	5,931
印刷費	45,100	44,628
協会費	15,584	10,630
営業雑費計	66,870	61,190
営業費用計	3,703,088	3,606,069
一般管理費		
給料		
役員報酬	114,290	116,321
給料・手当	735,431	814,961
退職手当	-	14,940
賞与引当金繰入額	254,381	265,828
給料計	1,104,102	1,212,050
交際費	3,209	3,953
旅費交通費	30,046	24,559
租税公課	18,535	17,226
不動産賃借料	78,697	91,952
固定資産減価償却費	100	318
弁護士費用等	38,404	28,182
事務委託費	872,948	920,041
保険料	9,539	4,561
諸経費	82,207	74,976
一般管理費計	2,237,792	2,377,823
営業利益	419,940	88,442
営業外収益		
その他	-	4
営業外収益計	-	4
営業外費用		
為替差損	4,173	2,672
雑損失	3,982	222
営業外費用計	8,155	2,894
経常利益	411,784	85,553

税引前当期純利益	411,784	85,553
法人税、住民税及び事業税	113,379	73,329
法人税等調整額	36,814	△20,998
当期純利益	261,590	33,221

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590
当期変動額合計	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590
当期末残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088

当事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	33,221	33,221	33,221	33,221
当期変動額合計	-	-	33,221	33,221	33,221	33,221
当期末残高	495,000	123,750	1,210,560	1,334,310	1,829,310	1,829,310

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5～15年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権 10年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年1月1日より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、今後評価を行います。

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
建物附属設備	38,761	千円	38,879	千円
器具備品	11,386		11,494	

※2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
法人税	249	千円	12,326	千円
事業税	6,822		8,263	
地方法人特別税	△21		1,469	
住民税	514		2,398	

※3 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
預金	1,446,057	千円	1,753,195	千円
未払金	238		203	
未払費用	104,042		116,018	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

（リース取引関係）

両事業年度とも該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

両事業年度とも、当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

両事業年度とも、営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

両事業年度とも、営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

両事業年度とも、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、借入金がないため僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	1,494,358	1,494,358	—
（2）未収委託者報酬	1,073,629	1,073,629	—
（3）未収運用受託報酬	63,801	63,801	—
（4）未収収益	441,121	441,121	—
（5）未収入金	22,780	22,780	—

資産計	3,095,692	3,095,692	—
(1) 未払金	494,203	494,203	—
(2) 未払費用	655,951	655,951	—
負債計	1,150,155	1,150,155	—

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,772,474	1,772,474	—
(2) 未収委託者報酬	1,081,813	1,081,813	—
(3) 未収運用受託報酬	66,218	66,218	—
(4) 未収収益	217,970	217,970	—
(5) 未収入金	26,245	26,245	—
資産計	3,164,722	3,164,722	—
(1) 未払金	483,427	483,427	—
(2) 未払費用	719,256	719,256	—
負債計	1,202,684	1,202,684	—

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益
(5) 未収入金

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,494,358	—
未収委託者報酬	1,073,629	—
未収運用受託報酬	63,801	—
未収収益	441,121	—
未収入金	22,780	—
合計	3,095,692	—

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,772,474	—
未収委託者報酬	1,081,813	—
未収運用受託報酬	66,218	—
未収収益	217,970	—
未収入金	26,245	—
合計	3,164,722	—

(有価証券関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（退職給付関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（持分法損益等）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

両事業年度とも、重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	5,548,990	731,130	80,700	6,360,821

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	5,247,700	739,811	84,824	6,072,335

（2）地域ごとの情報

①営業収益

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）（単位：千円）

日本	その他	合計
5,629,691	731,130	6,360,821

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）（単位：千円）

日本	その他	合計
5,332,524	739,811	6,072,335

②有形固定資産

両事業年度とも、本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

両事業年度とも、対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
両事業年度とも、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
両事業年度とも、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	16,339 千円	26,934 千円
未払費用否認	32,512 千円	46,388 千円
賞与引当金否認	95,931 千円	91,560 千円
未払事業税等	2,082 千円	2,980 千円
繰延税金資産の合計	146,865 千円	167,864 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.8 %	30.6 %
（調整）		
評価性引当額	- %	- %
住民税均等割	0.2 %	1.1 %
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	5.2 %	29.5 %
事業税段階税率端数調整	△0.0 %	△0.0 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2 %	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4 %	61.2 %

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *3	香港	116,102百万 香港ドル	銀行業	直接 100%	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入	※	預 金	1,446,057
							*2 事務委託等	670,607	未払費用	104,042

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *3	香港	116,102百万 香港ドル	銀行業	直接 100%	資金の預金・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入	※	預 金	1,753,195
							*2 事務委託等	738,618	未払費用	116,018

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	120,525	未払費用	31,783
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*5 業務受託報酬	247,250	未収収益	178,536
							*1 支払投資運用報酬	494,064	未払費用	289,528
							*2 事務委託	62,284		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*5 業務受託報酬	427,688	未収収益	213,332
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	511,762	未払費用	184,373
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	パハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,056,120		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *4	英国 ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 事務委託等	12,320		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	82,785	未払費用	19,909
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*5 業務受託報酬	26,363	未収収益	22,704
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*5 業務受託報酬	29,014	未収収益	23,005

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	113,838	未払費用	88,641
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*5 業務受託報酬	176,187	未収収益	88,348
							*1 支払投資運用報酬	461,446	未払費用	251,360
							*2 事務委託	60,369		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*5 業務受託報酬	401,481	未収収益	106,738
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	543,998	未払費用	188,305
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,136,115	未払費用	12,992
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	64,555	未払費用	11,077
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*5 業務受託報酬	30,431		
							*1 支払投資運用報酬	18,120		

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*4 当該会社との取引は、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

*5 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
1株当たり純資産額	855,280.31円	871,100.23円
1株当たり当期純利益	124,566.69円	15,819.92円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自2018年1月 1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月 1日 至2019年12月31日)
当期純利益 (千円)	261,590	33,221
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	261,590	33,221
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名 称：三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円(2019年3月末現在)

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円(2020年7月27日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
OKB証券株式会社	1,500百万円(注1)	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	1,161億247万9,495香港ドル 71億9,800万米ドル(注2)	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	

資本金の額は、2019年3月末現在を記載しています。

(注1) OKB証券株式会社は2019年10月7日現在の資本金額を記載しています。

(注2) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。なお、販売は同社の東京支店が行います。

(3) 投資顧問会社(運用委託先)

- ①名称：HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド
- ②資本金の額：240百万香港ドル（2019年12月末現在）
- ③事業の内容：香港を拠点として、資産運用業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

（3）投資顧問会社（運用委託先）

委託会社より「HSBC チャイナ マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注を行います。

3【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドおよび投資顧問会社であるHSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドは、HSBCホールディングスplc(英国)の実質的な子会社です。

また、委託会社は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	2020年 2月17日
有価証券届出書	2020年 2月17日
臨時報告書	2019年11月27日
	2020年 2月27日

独立監査人の監査報告書

2020年2月28日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

H S B C 投信株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているH S B C中国株式ファンド(3ヶ月決算型)の2019年11月21日から2020年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C中国株式ファンド(3ヶ月決算型)の2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、H S B C投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。